定　　款

第１章　総　則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社出前館と称し、英文ではDemae-can Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．宅配サービスの受注代行業
２．宅配サービスに関連する機器・備品等の受注代行業
３．広告に関する企画、制作及び販売業
４．食料品・酒類等の販売、輸出入、販売代理及び配達代行業
５．飲食店の経営
６．商品・サービス等の販売、輸出入、販売代理及び配達代行業
７．市場・顧客等に関する調査、分析、企画及びコンサルティング業
８．印刷出版業、広告代理業及びイベント企画業
９．インターネット等を利用した情報処理サービス業及び情報提供サービス業
10．ウェブサイト・デジタルコンテンツの企画、設計、開発、運営及び販売業
11．コンピューターに関するハードウェア・ソフトウェアの企画、開発、製造、販売、運用、リース及び保守サービス業
12．生命保険募集及び損害保険代理店業
13．労働者派遣業及び有料職業紹介業
14．介護保険法に基づく居宅サービス事業
15．介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
16．介護保険法に基づく介護予防サービス事業
17．フランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業
18．インターネット、携帯情報端末機を利用した広告
19．不動産、証券、債権、動産、その他資産の取得、投資及び管理
20．店舗、店舗設備器具、商品陳列器具及びこれらの部品の売買並びに賃貸
21．その他適法な一切の事業
22．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査等委員会

３．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、500,000,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　当社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

①　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

②　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

③　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

（自己の株式の取得）

第９条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取

引等により、自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集時期）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年 11 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(2) 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(2) 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

(2) 当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任方法）

第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(2) 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集手続き）

第 23 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条　当会社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 25 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（報酬等）

第 26 条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第 27 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 29 条　監査等委員会は、必要があると認めたときは、その決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集手続き）

第 30 条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規則）

第 31 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　計　算

（事業年度）

第 32 条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等及び基準日）

第 33 条　当会社は、毎年８月 31 日を基準日として、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

（中間配当及び基準日）

第 34 条　当会社は、毎年２月末日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 35 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、第 27 期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の損害賠償責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条の定めるところによる。

定　　款

平成１１年　９月　９日	制定
平成１３年１１月３０日	改定
平成１４年１１月２９日	改定
平成１５年１１月２８日	改定
平成１６年　４月　８日	改定
平成１６年１１月３０日	改定
平成１７年１１月３０日	改定
平成１８年　３月２２日	改定
平成１８年１１月２９日	改定
平成１９年　９月　１日	改定
平成２０年１１月２６日	改定
平成２１年　６月２６日	改定
平成２４年１０月１２日	改定
平成２４年１１月２７日	改定
平成２６年１１月２７日	改定
平成２７年１１月２６日	改定
平成２９年　１月２６日	改定
平成２９年　４月２５日	改定
令和　１年１１月２８日	改定
令和　２年１１月２６日	改定
令和　３年１１月２９日	改定
令和　４年　１月３１日	改定
令和　４年１１月２９日	改定
令和　８年１１月２６日	改定

株式会社出前館